

東大和市食料品等物価高騰対応給付金について（お知らせ）

東大和市長 和地 仁美

市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、物価高騰に対する市民の皆様の消費生活を支援するため、下記のとおり、給付金事業を実施します。

本給付を受けるには、電子ギフトまたはおこめ券のいずれかを世帯単位で選択のうえ、申請していただく必要があります。

つきましては、本給付の受取りを希望される世帯は、この通知に基づき、令和8年4月8日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 給付対象者

基準日（令和8年1月1日）において、当市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主

2 給付内容及び金額

次のAまたはBのいずれかを世帯単位で選択していただきます。

A、B両方の申請はできませんのでご了承ください。

給付内容（どちらかを選択してください）		補足
A	電子ギフト（一人につき7,000円相当を世帯人数分）	受取期限があります。 令和8年9月30日まで
B	おこめ券（一人につき14枚を世帯人数分） ※おこめ券は取扱店舗で1枚440円分の買い物に使えます。	使用期限があります。 令和8年9月30日まで

3 申請方法

A 電子ギフト を選択する場合	別紙「東大和市食料品等物価高騰対応給付金事業のご案内」の裏面上部のQRコードを読み取り、 以下の世帯主IDを入力の上、手続きを進めてください。 世帯主ID ※申請が完了するまで取扱いに注意してください。
B おこめ券 を選択する場合	別紙「東大和市食料品等物価高騰対応給付金事業のご案内」に基づき、同封の「おこめ券支給申請書」（はがき）にて 申請してください。

裏面に続く

4 申請期限

令和8年4月8日（水）

※おこめ券支給申請書（はがき）は当日消印有効

5 給付時期

A 電子ギフト

申請から平均1週間程度で、登録したメールアドレスに電子ギフトを取得できるURLが「マイページ」に表示された旨を通知します。

B おこめ券

申請から概ね1カ月以内に、住民登録のある住所に発送します。

6 本給付金の受取りを拒否する場合

以下コールセンターまでお問い合わせください。

7 その他

（1）本給付金の支給要件は、基準日（令和8年1月1日）現在、市の住民基本台帳に記録されていることです。したがって、支給の前後において、要件に該当しないことが判明した場合、本給付金の不支給又は返還を求める場合があります。

また、不正受給や二重受給が判明した場合にも、返還を求める場合があります。

（2）本給付事業は、市の委託を受けた「株式会社JTB」が事務を行っています。そのため、おこめ券支給申請書（はがき）の宛先は、同社となっています。

【同封物】

- ・東大和市食料品等物価高騰対応給付金事業のご案内
- ・電子ギフト「giftee Box」のご案内
- ・おこめ券支給申請書（おこめ券をご希望の場合、ご送付ください。切手は不要です。）

【東大和市食料品等物価高騰対応給付金コールセンター】

電話:042-563-8888

受付時間:8時30分から17時まで(土日・祝日を除く)

※コールセンターの設置は令和8年4月22日まで